

平成30年 第10回
教育委員会定例会会議録

平成30年10月9日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2507号

平成30年第10回定例会

日 時 平成30年10月9日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	中 島 博 子
	教育企画担当課長	藤 原 仙 昌
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	永 田 よし子

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 平成31年度港区立幼稚園の定員等について
- 2 港区立郷土歴史館指定管理基本協定の締結について
- 3 港区立幼稚園教育職員の人事について
- 4 旧三光小学校の暫定活用について(素案)
- 5 埋蔵文化財等の保管について(素案)

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成30年第3回港区議会定例会の質問について
- 2 第32回オリンピック競技大会(2020/東京)におけるイギリスオリンピック委員会と契約書の締結について

- 3 平成31年度港区立幼稚園園児募集について
- 4 高輪台小学校増築工事に伴う対応について
- 5 幼児・児童・生徒の事故発生状況について
- 6 平成30年度全国学力・学習状況調査の結果について

「開会」

○教育長 ただいまから平成30年第10回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、田谷委員にお願いいたします。

まず本日の運営についてお諮りいたします。本日の審議事項第4及び第5につきましては、本日追加させていただいております。また、審議事項第3「港区立幼稚園教育職員の人事について」は人事に関する案件のために、非公開での会議とし、日程を変更して一番初めに審議を行っていただいて、その後日程を戻して審議事項1から順に行いたいと思います。さらに議案第63号「旧三光小学校の暫定活用について(素案)」は、議案第64号「埋蔵文化財等の保管について(素案)」と関連する案件のため、2件続けて説明を受け、その後一件ずつ採決することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですのでそのようにさせていただきます。

それでは港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき、非公開の審議といたします。

(非公開審議)

日程第1 審議事項

1 平成31年度港区立幼稚園の定員等について

○教育長 次に、議案第60号「平成31年度港区立幼稚園の定員等について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは、議案第60号「平成31年度港区立幼稚園の定員等について」ご説明させていただきます。本日ご審議いただく内容につきましては、平成31年度の区立幼稚園の定員について112人拡大し、1,635人とするということと、もう一つが子育てサポート保育について新たに芝浦幼稚園と白金台幼稚園で開始することで、区立幼稚園12園全部での実施ということになるものでございます。本件につきましては前回9月25日の教育委員会におきましてご協議をさせていただいております。それ以降の変更点を中心にご説明させていただきます。

まずこの資料1ページの項番2のところでございますが、こちらが31年度の区立幼稚園の定員です。この表の中でゴシック体になっているところが実際に30年度から31年度にかけて変更があったところになってございます。麻布の増築と、3歳児の複数クラスの定員1クラス22人というところを25人という形にいたしましたので、昨年度44人だったところが50人になるのが3園と、港南につきましては3学級ありますので66人が75人になるということでございます。

次に2ページ目の子育てサポート保育につきましては、芝浦、白金台ということでございます。

今回新たに経費というものを載せさせていただいております。平成31年度概算ということで、こちらにお示ししておりますのは拡大に要する経費ということになってございます。まず(1)番で区立幼稚園の定員拡大ということで、これにつきましては麻布幼稚園がクラス数が3クラス全体で増えますので、職員の方3名、3歳児につきましては非常勤職員の方がついておりますので、その分の人件費、開設に伴う備品等々でございます。

子育てサポート保育については、2園で新規実施することになりますので、こちらにも有資格者の方が非常勤という形で入って入って、2名分の人件費、あと需要費ということで教材費とかその他の費用となります。

最後に今後のスケジュールについて、10月26日の区民文教常任委員会で報告をさせていただきまして、11月11日の広報みなどで周知、募集というような形を予定してございます。

説明は以上でございます。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問・ご意見をお願いいたします。

○薩田委員 4番の経費のところ、その他、括弧でクリーニング費とか講座講師というのは例えばどんなものなのですか、内容を教えていただきたいのです。

○教育企画担当課長 まずクリーニング費なのですが、これは昼寝用ふとんとすとか、サポート保育室のカーテンのクリーニング経費になります。

それから講座講師の報償費ということで、こちらは、サポート保育の中で実際に工作などのワークショップをやったり、キッズヨガとか、そういったものをサポート保育の時間中にやっているということがございまして、そのための経費ということでございます。この2園の予算計上している経費をここに抜き出して書かせていただいたということでございます。

○薩田委員 その講座というのは、子育てサポート保育をする方ではなくて、子ども対象の講座ということなのですか。

○教育企画担当課長 ご指摘のとおりお子さん対象でございます。

○薩田委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第60号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第60号につきましては原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区立郷土歴史館指定管理基本協定の締結について

○教育長 次に、議案第61号「港区立郷土歴史館指定管理基本協定の締結について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは議案第61号「港区立郷土歴史館指定管理基本協定の締結について」

資料ナンバー 2 を用いて説明をさせていただきます。

「審議内容」といたしましては、今回基本協定を指定管理者と締結いたします。

「締結理由」につきましては、歴史館条例の第 12 条に基づきまして、指定した指定管理者であるアクティオ・東急コミュニティー共同事業体と歴史館の管理運営に関する基本協定書を締結したいと考えてございます。

「指定期間」につきましては、平成 30 年 11 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年 5 カ月となります。

「締結内容」につきましては次の基本協定書のとおりでございますが、総則から始まっており、「指定期間」は先程のとおりです。

「本施設の概要」につきましては第 5 条の方に記載をさせていただいております。「事業計画書の提出」につきましては記載のとおり、3 ページの 14 条の方になりますけれども、年間計画書であったり職員の構成であったり履歴であったりということが記載されております。

続きまして 5 ページをご覧くださいと思います。「備品等の取扱い」が記載をされております。こちらの最後の方に出ております「備品等一覧」に記載をされております、それが一覧になってございます。

7 ページをご覧くださいと思います。第 5 章「観覧料、刊行物売払代金の収納及び還付」というところが記載をされておまして、基本的にはこの項に基づいて業務をしていただくこととなっております。また、指定管理料の 32 条の 4 項ですけれども、こちらにつきましては基本的には、カフェの売り上げであったりミュージアムショップにおける区の刊行物以外の売り上げについては指定管理料に含めないものとする、ただし収入見込み額よりも収入が多くなる場合については、利用者等に還元するよう甲乙で協議をするものとするということです。これはどういうことかといえますと、例えばお客さんに来ていただだけやすいような何か雰囲気上がるようなもの、例えば食器をいいものにしてみたりとか何かを飾ってみたりとか、割引の原資にしたりとか、いろんなことが考えられると思います。運営をしていく中でどういう形が一番いいのかというのを協議させていただいた上で、売り上げの伸びた分に関しては還元をする、魅力を高めるために還元するという記載になってございます。

その他につきましては形式どおりで、ほかのところではこれまでと変わりありませんので、説明は省略させていただきたいと思っております。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご意見・ご質問をお願いいたします。

基本協定書の最初に、「管理運営業務を実施するために必要な事項を定めることを目的とする」と記載されています。今問題になっている障害者雇用については、区としてどうするかということだと思いますが、この基本協定書に記載するべきなのか、あるいは他の指定管理者との間で結ぶ取り決めの中に入れるべきものなのか、指定管理制度の所管部署に確認してもらえますか。

○図書文化財課長 今のご指摘はそのとおりだと思いますので、区の取りまとめをしている部署と

協議していきたいと思えます。今回につきましては、協議によってこの協定書の内容を追記させていただく可能性がありますのでよろしく願いいたします。以上です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第61号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第61号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 旧三光小学校の暫定活用について（素案）

5 埋蔵文化財等の保管について（素案）

○教育長 次に、議案第63号及び議案第64号について説明をお願いいたします。

それぞれの議案説明の前に参考資料の「学校跡地等活用の相関図」を説明し、その上で議案の説明をしてもらえますか。

○教育企画担当課長 それでは机上にお配りさせていただきました「相関図」で全体像のご説明をさせていただければと思います。こちらは白金地域の具体的には旧神応小学校と旧三光小学校、この二つを今後どう活用していくかということと、この地域の需要等も踏まえてその活用について検討を進めているという状況でございます。左側のところに課題として、保育施設、学童クラブ、仮校舎の確保、いきいきプラザ、埋蔵文化財とあります。こういったさまざまな課題がある中で施設の活用について検討しているところでございます。もう一つは、それに伴って伊豆健康学園が施設の利用を終了しましてから、現在未利用という形となっています。そのため、この三つの施設の活用について検討しているところでございます。

まず旧神応小学校につきまして、現在は埋蔵文化財の保管場所ですとか、その他のさまざまな区の備品ですとかそういったものが保管されていたり、かねてから校庭ですとか学校施設を利用されていた地域団体の方が利用されているというような状況でございます。今の目的の暫定活用期間が今年度末で切れるということになりまして、今後の活用方法について検討を進めているところです。

今、具体的に案としてまとめましたのが、まず旧神応小学校につきましては本格活用していくということで、方向性」と書いてありますけれども、こちらに「保育施設、学童クラブ、区民協働スペース、いきいきプラザ」こういった機能を入れていくとして、素案の段階まで来ているという状況でございます。

こちらのそれぞれの施設は旧三光小学校と関連してございまして、まずこちらにできる神応小学校の保育室なのですけれども、こちらは、現在三光小学校の校庭に整備が進められております仮称の三光保育室というものがあるのですが、これが本年12月にオープン予定ということになりますけれども、こちらの活用について平成35年3月までということにいたしまして、現在三光小学校の校庭にある保育室の受け皿としてその施設というのを考えているところです。同じく旧三光小学

校にある学童クラブに関しても、規模を拡大して神応小学校に移転すると考えているところがございます。それ以外の神応小学校のいきいきプラザや区民協働スペースについては新規に稼働していくということがございます。

次に旧三光小学校、こちらに関してはこの後詳しく説明をさせていただきますが、平成35年度以降、学校改築等に備えて仮校舎にし活用していくというような形になりまして、34年度末まで暫定活用を継続していき、35年度以降、一部を、今入っている学童クラブですとか今建設中の保育室の行き先として神応小学校が今のところ予定されているということがございます。

それぞれの施設に文化財が保管されておりますけれども、これに関しては遅くとも学校を、仮校舎として見込んでいる平成35年度までに移転先を見つけて、そちらに移転するというようなことで考えています。

全体像としては以上です。

それでは議案第63号の資料の方にお戻りいただきまして、旧三光小学校の暫定活用についてでございます。この件につきましては前回8月21日の教育委員会でご協議をさせていただいてございます。まず三光小学校につきましては項番2の「現在の活用状況」ですが、分かりやすくまとまっているのが別紙1、2のカラーの資料です。30年のところが現在の活用の状況です。こちら3階、4階は文化財と学校歴史資料、2階の一部を三光学童クラブとしています。2階の一部及び1階については教育センターで、校庭に三光保育室を整備中というような状況でございます。

これに関して状況が変わるのが31年度末です。31年度末で教育センターが虎ノ門の新たな合同庁舎の方に移転するということになりまして、その部分が空くということになります。そのあいた部分に、正式に活用が決まっていないところですが、見込まれているのが、現在の神応小学校の教室ですとか体育館を活用している団体がありますので、そういった方たちの暫定的な利用に使えないか、それ以外にももっと地域の需要等を踏まえて使い道が出てくれば3年間の限定ですが活用していくというようなことで考えています。それ以外の施設に関しては現在のところそのまま継続して活用、暫定活用というようなことで考えています。

なお3階と4階の埋蔵文化財等につきましては、今後移転先をできるだけ早く見つかるように探していくということになります。これについては、いち早く見つければ速やかな移転ということになりますので、この辺はまだ流動的ということです。そのような形で34年度末まで活用いたします。35年度以降に関しては小学校等の仮校舎として活用していくようになります。

それでは資料にお戻りいただきまして2ページになります。今後の活用案ということで、35年度以降の活用ということで前回ご協議をさせていただいた内容から少し変更しておりまして、一つはI s値に関して、前回は記載していたのですが、公共施設マネジメント計画上も安全性に関して示されておりますので、そのように記載を加えたということと、今後の活用に関しては、前回は白金の開発などの記載もしていたのですが、現段階では学校の改修・改築の仮校舎、こちらに限定して記載をさせていただいたというところがございます。

スケジュールの方は先程のとおりでございます。

旧三光小学校の活用については以上です。

○**図書文化財課長** それでは、「埋蔵文化財等の保管について」説明させていただきます。資料ナンバー5をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、今ご説明がありましたとおり旧神応小・旧三光小の本格活用に伴いまして保管場所を確保していきますということを記載させていただいております。8月21日の協議の段階では、まず暫定的に旧伊豆健康学園に置いた後に探しますという書き方をさせていただいておりましたけれども、今回は、まず区外への整備を検討する、その中で決まらない場合については旧伊豆健康学園の方に暫定的に置かせていただくというふうなつくりになっております。

「審議内容」につきましては、2ページ目をご覧くださいと思います。あわせて参考資料の2をご覧くださいと思います。今、保管場所としては郷土資料館と障害保健福祉センター、旧三光小、旧神応小、郷土歴史館ということで、こういう形で並んでおりまして、年度ごとにどういったものをどこへ持っていくのかというのを記載させていただいております。今後増えていくものの本格保管場所について、例えば平成35年に増えた場合こうなるでしょうという見込みについても記載させていただいております。平成40年、平成50年、平成60年ということでいくつかシミュレーションをしております、8月21日の段階では3,000平米程度あればいいのではないかと記載させていただいておりますけれども、60年も見据えた上で、3,000から3,500というような書き方に変更をさせていただいております。こちらが2ページ目の下のところでございます。

続きまして3ページの方をご覧くださいと思います。こちらは6番に「今後の検討の方向性」ということで記載させていただいておりますけれども、区では保管施設確保の候補地を区外まで範囲を広げ、文化財保管施設（(仮称)埋蔵文化財保管センター）を平成35年3月末を目途に整備したいと考えているということを確認に書かせていただきました。

なお、参考資料1でございますが、こちらは参考でこれまでの増加の推移を書かせていただいております。参考資料1の方でいくと、平成24年度は450箱しか増えなかったのですが、平成27年度は3,294箱ということで、かなり年度によって差がありますということで、推計する上でなかなか難しいところはあるのですが、こういった感じかというのを分かりやすく記載をさせていただきました。

説明は以上です。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問・ご意見お願いいたします。

○**山内委員** 埋蔵文化財等の保管についての質問ですけれども、区で所有あるいは保管しなければいけない歴史資料とか埋蔵文化財、出土品といわゆる文書関係の紙の資料などがある訳ですけれども、それをどうバランスよくきちんと保管し、また活用していくかというのは結構難しい問題だと思います。その点についてはどういう方針でやっているのか、あるいは保管場所の検討とあわせて考えていくか、それについて何か考えがあれば教えていただければと思います。

○**図書文化財課長** 実は文化財と一言で言ってもいろんな種類がございます、いろんな収蔵の仕

方を考えなければいけないと考えています。特に埋蔵文化財で出土したものについては、我々としても保管はしていますが、活用の度合いとしてはちょっと低いだろうというものについては区外の施設の方に置かせていただいて、古文書など保管の仕方として置きっ放しではなかなか難しいものは、今は歴史館の方に空調管理ができる場所に置きたいと思っております。そういった意味では、頻度であったり内容物であったりということで場所を考えて配置して保管をしていきたいと考えてございます。

○山内委員 ありがとうございます。

自治体によってはどうしても開発工事の中で出土品への対応だけに追われて、実はそれ以外の資料について後手に回ったり、あるいは学芸員の専門がそちらの方に行かなかったりという事態もありますが、港区もせっかく郷土歴史館もできますので、そういう意味で、今お話があったように、出土品だけの対応にならないようにそのバランスをよく考えながら進めていただければと思います。

○小島委員 参考資料の1を見ますとこれまでの増加の推移で、平成27年度には3,000箱増えたという、この赤線の意味がよく分からなかったのですが、毎年何箱ぐらいつづ増えているということなのですか。

○図書文化財課課長 こちらの年間増加箱数というのは、前年度に比べて何箱増加したか、要するにこの1年間でどれだけ出土して増えたかというのを単にあらわしているところです。年間で増えた数です。

○小島委員 そうした場合に、今後毎年増えるとなると物理的に保管場所はそんなに増えないので、ある程度精査して、廃棄してもいいものは廃棄せざるを得ない。こんなに増えて、もちろん大事なものだろうけど、廃棄せざるを得ないというような考え方はあるのでしょうか。

○図書文化財課課長 こちらは、実際廃棄の規定はないので、サンプルとして保管するものはずっと保管するという義務があります。ただし、我々も出てきたものを全て保管している訳ではなく、サンプリングのとり方で随分変わってきます。例えば出てきたものが100キロだったとしたら、そのうちの大体1割程度しかサンプルとしてとらないということにして、残りについては保管すべきものではないと判断して、その場で処分をして、量の抑制をするような方向では動いております。ただ、一度我々がサンプルとしてとった段階で、それをずっと保管し続けていかなければいけないという責任はあります。

○小島委員 一度保管すると決めたものは永久保管になる訳ですか。

○図書文化財課課長 そうです、永久保管。今のところ廃棄に関する規定がないという状況です。

○小島委員 せっかく出土して保管しようということで保管しているのだから、貴重な文化財だと思うので、それはそれで大事なことだと思いますが、ただ、このまま毎年毎年、1,000箱だか2,000箱だかよく分かりませんが、増えていったら物理的に場所をどうするのか。そこら辺はどう考えるのですかね。

○図書文化財課課長 こちらは、全国的に平成9年に1度、こういったものに関してどういった保管

をするのだということで議論になりました。東京都の方では平成11年度に、東京都の方の基準が作成され、その基準にのっとって実施しております。今後、同じようなことが問題化、顕著になってきた場合に、こういった取り扱いをどうしていくのかというのを、文化庁を初め、新たな取り決めがされるものと考えてございます。ただ、現行の取り決めとしては今のような取り扱いになっているということでご理解いただければと思います。

○小島委員 伊豆健康学園に持っていくのは、区内ないし区外もあるのかもしれませんが、どこかほかのところを見つけて、見つからない場合は伊豆高原という趣旨ですか。

伊豆高原の前でどこか見つかうようなのですか。あと4、5年で見つかる可能性はありそうなのですか。

○図書文化財課長 今、心当たりのところは実はないのですが、例えば連携自治体であってさまざまな地方にいろんな場所があるのかなと思っておりますので、そこにお声がけをさせていただいた上で探していきたいと考えてございます。

○田谷委員 今の件なのですが、どうして保管場所が伊豆学園ではいけないのですか。

○図書文化財課長 伊豆健康学園についてはまだ本格的活用の方向性が決まっておられません。どういう活用にするのか区長部局で決まる過程で、我々が本格活用していくことが決定されれば活用できるようになります。今は暫定活用の部分だけを認めていただいている状況になっています。

○田谷委員 現状の伊豆学園はどういう状況になっているのですか。

○図書文化財課長 現在は活用されていない状況です。

○田谷委員 建物があって、そのままですか。

○図書文化財課長 はい。売却であったり処分であったりということも含めて様々な角度から次の活用については検討されているというような状況で、なかなか決定を見ないというような状況でございます。

○田谷委員 基本的な質問で恐縮ですが、一つはどうしてそう年々増えるのかということと、それからその分別、残す残さない、サンプリングはどこ部署が行っているのか、ちなみにそれを収納する箱のサイズを参考までに教えていただきたいのです。

○図書文化財課長 なぜ増え続けるかといいますと、増え続けていくのは、やはり開発がなされたり建築をされるときに地下を掘ったりする場合には必ず出てくるものかなと思っております。区内にも相当数の埋蔵文化財の包蔵地がありますので、掘れば高い確率で出てくるという認識をしています。

どのぐらい残すかというのを決めるのは、最終的には我々が東京都の教育委員会と協議をした上で、残す物を決めております。我々の方も保管場所のこともありますので、意見を述べさせていただきますけれども、最終的に決めていただくのは東京都の教育委員会と認識しております。

箱につきましては、60センチ×40センチの箱に17センチぐらいの深さのものが一般的で、多少深さがあつた場合は2倍ぐらいあるものを使うこともあります。一般的に箱換算と言われるときは60センチ×40センチの17センチのもので記載をさせていただいているところでござい

ます。

○田谷委員 ありがとうございます。

ちなみに出土した文化財は、売買とかできないのですか。

○図書文化財課長 区が保存すべき文化財であることから、難しいと考えております。

○小島委員 三光小学校と神応小学校のそれぞれの跡地は区民にとっても非常に大事な財産なのであるし、教育委員会にとっても非常に大事な財産です。その跡地をどう利用するかというのは非常に大事なことなので、このように詳しく分析して、それについて総合的に判断されているということで、大変結構なことだと思いますけど、三光小学校、神応小学校、それぞれ地元と跡地利用についてどんな話が今まであったのですか。簡単で結構です。

○教育企画担当課長 主に神応小のことに関して地元とお話をしている状況で、用地活用担当の方から聞いている状況でございますと、やはり地域の方たちが集える施設にしてほしいというようなことですか、あとは、閉校になる前から学校施設を利用して活動されているさまざまな団体の方とかいらっしやいましたので、そういった方の利用への配慮を希望しているといった、主にそういった話が出ていると聞いています。

○小島委員 相関図を見ますと、旧神応小学校のところに、保育園、いきいきプラザ、区民協働スペースという活用方法が書いてあるのですが、区民協働スペースとかいきいきプラザというのは具体的にこの旧神応小学校の方で設ける予定になっているのですか。

○教育企画担当課長 こちらの方は、施設全体でフロア四つございますけれども、1階、2階、3階に関しては保育室ですとか学童、そういったものを入れていくという考えで、最上階の4階のスペースに主に区民の皆さんが、もっと言えば地域の皆様のための利用、地域の施設の状況ですとかによって地域の皆様に使っていただけるような施設ということを視点に検討している中で候補として挙がっているのが区民協働スペースとかいきいきプラザの機能、そういったことになります。

○小島委員 いきいきプラザは今、白金いきいきプラザがありますが、ここにも別途いきいきプラザを設置するという趣旨なのですか。

○教育企画担当課長 どういう位置づけになるかというところはこれからなのですが、そういった機能を入れていきたいとしています。

○小島委員 区民協働スペースというのは具体的に言うとどんな内容のものを考えているのですか。

○教育企画担当課長 こちらも、細かな機能についてはこれからということなのですが、他の区民協働スペースと同様に、一定の地域連携をしていただいている団体の皆様が優先的に利用していただけるような施設というのを考えているところでございます。

○田谷委員 この活用の相関図の内容は、地元の方たち、町会長さんたちが、白金の丘学園のプランが始まったときから、あいた土地はどうするのということを非常にくんでいただいたプランではないかと思っております。その辺はありがとうございますと私も御礼申し上げたいのですが、三光の暫定活用についてというのは地元の方たちにはもうお示しされているのですか。

○教育企画担当課長 こちらは、このご審議を踏まえて案になった状況で、議会や地元の説明に本

格的に入っていくということです。

○田谷委員 それはぜひともより丁寧なご説明をしていただければ、地元の方たちも非常に希望されている内容だと思いますのでよろしくお願いいたします。

あと旧三光小学校、これも35年以降ということなのですが、先程も設備上の公共施設マネジメント計画というのもありましたが、躯体の健全性が確保されているとのことですが、ただ、これは未来永劫確保される訳ではなくて、なかなか算出は難しいと思いますけど、何年ごろまで、どれぐらいの期間使えそうですか。

○教育企画担当課長 既にマネジメント計画という枠組みの中でこの施設を動かしていこうということになっています。築30年が今経過しているということですので、80年までもたせるとするとあと50年、改修や大規模改修等でもたせていくということは物理的に可能な施設ということで今確認されている状況でございます。

○田谷委員 三光小学校もまだ30年しか経っていない。それから旧神応小学校の建屋も直近で平成に入ってから耐震補強をかなり大規模にされていると思われしますので、まずまだ有効活用していただきたいと思います。特に代替の施設という件は、過去の高陵中学校のときにおいても代替施設は全く民間地の活用ということで、確か区としても莫大な金額を使っていると思いますので、そういうことがないような形で推し進めていただきたい。地域によってはあそこまで通うのは大変だからどうするのだという問題も出てくると思うのですが、過去高輪台小学校では、旧芝浜中学校の敷地を使って、そのときは確かスクールバスでピストン輸送したと聞いておりますし、その辺のところは色々と教育委員会も知恵を出されて推進していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○小島委員 やはり小学校としてきちんとした建物があるのだから、仮校舎として利用されるのが一番経済的にもいいと思っています。今、35年までの予定で、35年4月から仮校舎として暫定活用するような視点にいるということなのですが、田谷委員も言ったように、ほかのところから、遠いから行くのは嫌だとかいろんなことを言う場合が多いのですが、この辺の小学校の仮校舎はここに持ってこようという案はあるのでしょうか。

いずれにしても仮校舎として利用していただけるのが一番いい。そうした場合に保育室が35年6月までとなっているのですが、4月から小学校や中学校の仮校舎として使用する場合に、保育室があったら校庭がないのと同じになってしまいますが、35年の3月までに園舎解体ができるように努力できないのでしょうか。

○教育企画担当課長 こちらは、保育室の現在のリース期間というのが35年6月までになっていまして、これは三光保育室としての活用を3月まで全うして、そこから壊すというような予定で進めている状況です。実際には空になるのですけれども、実質は、事実上仮称三光保育室に入っているお子さんの行き先になると想定されている神応小学校の保育室の完成との兼ね合いというようなところがあります。神応のタイムスケジュールの資料がちょっとないのですが、神応小学校に関しましては、今の見通しですと大規模な改修を概ね34年度中に竣工して、35年4月から本格活用

というようなことで今進んでいるような状況でございます。ちょうどその部分につながるような形で今は考えてございます。

○小島委員 田谷委員が心配したように、結局何か民間のを借りてお金がかかるのはよくなでしょうから、6月まで校舎を使えないというのは、説明しづらい原因になるような気がします。神応のスケジュールをもうちょっと前倒しにして、何とかうまくタイムスケジュールを組んで園舎解体できないですか。なるべく早く解体し、仮校舎で使う学校の校庭として早く使えるようにしてもらいたいという要望です。

○教育企画担当課長 神応小学校の今後の進め方の状況とかそういったものを見据えて、それと連動ということを欠かせないような今計画になっておりますので、今後そこはやっていきたいと思えます。

あとは、仮校舎としての改修に関しましても、実際に場合によってはぎりぎりまで活用するということになると、校舎として活用するためのしつらえというものがどうしても必要になってくるところがありまして、その辺もうまく、活用期間中にそれが果たしてどれぐらいできるのかという課題もありますので、この辺もしっかり進められればと思います。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

今、田谷委員の質問にあったのですが、住民への説明は素案段階でやるのでしょうか。

○教育企画担当課長 この教育委員会で決まりますので、それを地元にご説明した上で改めて庁内で最終決定してしまう前段で説明をするという予定でおります。

○教育長 スケジュールですが、区議会には10月下旬に報告するとのことなのですが、議案第64号には書いてあるけれど、議案第63号に記載されていません。また、住民説明は両方抜けています。さらに素案から案にあげる時期が書いていません。重要な点なのでスケジュールにはきちんと記載しておかないといけないと思います。

それから、参考資料ですが、文化財保管施設はどこになるのか分かりません。旧三光小学校の文化財費は検討中となっておりますが、当面は旧三光小学校に保管されるのですよね。

○図書文化財課長 神応小に置いているものについては、基本的には歴史館の方に行くものと三光小学校に行くものと分かると認識をしております。そこでどの段階で保管施設ができるか、保管場所が見つかるかどうかということもありまして、なかなか書きづらいところがありました。方向性については、どちらにしても区外に施設を確保してそちらに持っていくということですが、すでに区内で確保できているところに保管し、35年3月までには区外に関しても運び出すということを決定しているというような状況でございます。

○教育長 この資料を区議会とか住民に提出するのであれば、きちんと書くように、この資料を作成した部署に伝えてください。

それから、郷土資料館の2,400箱は、平成30年度中に郷土歴史館で保管されることになり、旧神応小学校に保管されている9,000箱は、平成31年度中に郷土歴史館へ行くということで

いいですか。

○**図書文化財課長** 歴史館に持っていきます。もちろん中身の整理がありますので、三光小学校から歴史館に持っていくものと神応小学校から三光と歴史館に持っていくものがあります。

○**教育長** 平成30年度に旧神応小学校で保管されている9,000箱は、平成31年度中に郷土歴史館で保管されるということでもいいですか。旧三光小学校でも保管されるのではないですか。

○**図書文化財課長** 三光小学校にも行きます。今年度はまず歴史館が開館するに当たって、三光小学校、神応小学校から必要なものを歴史館の方に引き入れます。そうするとあいたスペースがあるのでそのスペースに対して、旧神応小学校に置いてあるものを全部振り分けて再配置します。

○**教育長** 各年度の箱数は年度末の数ですか。

○**図書文化財課長** はい、これは年度末の数です。

○**教育長** そうすると、旧神応小学校の9,000箱は平成31年3月まで9,000箱あり、それが平成31年度にはなくなるということですが、旧三光小学校と郷土歴史館に保管するのですか。

○**図書文化財課長** はい、そうです。

○**教育長** 備考に書いてある内容と違うようですが。旧神応小学校で保管されている文化財が旧三光小学校で保管されるようになるとは読み取れません。確認ですが旧神応小学校の9,000箱は旧三光小学校と郷土歴史館で保管されるということでもいいですか。

○**図書文化財課長** そうです。

○**教育長** 分かりました。

それから、同じ参考資料2ですが、「保管場所」と一番左端に書いてありますが、保管場所欄の括弧書き、例えば郷土資料館だと(2,400箱:150㎡)って書いてありますよね。この意味は、150平米は保管場所の広さで2,400箱というのは置ける最大の箱数でいいですか。

○**図書文化財課長** 最大で置ける箱数です。

○**教育長** そうすると、旧三光小学校は、平成34年度末に22,600箱になり、22,100箱を超えてしまうこととなります。年度末の数値とすると、備考欄の平成34年度、平成35年度をよく見て、箱数の再確認をお願いいたします。

○**図書文化財課長** 年度末の数値か、もう一回確認します。

○**教育長** よろしく申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。

○**田谷委員** 確認なのですが、三光小の跡地利用のところの別紙2と別紙3、これは4階平面図までしかないのですが、5階のプールはそのまま。便宜的にここに入れなかったという理解でよろしいでしょうか。

○**教育企画担当課長** プールに関しては今のところそのままということですが。まだ今後も防災的な役割というところは継続するというように聞いていますので、防火関係の水として活用するというので、今のところそのままとなります。

○**田谷委員** 代替地の学校として利用するときはプールとして利用できると考えてもよろしいです

か。それとも色々老朽化の問題とかがあるのでしょうか。

○**学校施設担当課長** 学校として使用しますので、今あるプールはプールとして使用できるように点検調整して準備するということでございます。

○**田谷委員** ありがとうございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第63号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**教育長** ご異議がないようですので、議案第63号については原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第64号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**教育長** ご異議がないようですので、議案第64号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 教育長報告事項

1 平成30年第3回港区議会定例会の質問について

○**教育長** 日程第2、教育長報告事項に入ります。「平成30年第3回港区議会定例会の質問について」説明をお願いします。

○**教育長室長** それでは、「平成30年第3回港区議会定例会の質問について」報告資料ナンバー1を用いましてご説明させていただきます。9月11日に招集されました本会議では各会派から代表・一般質問がございました。教育長に対して自民党の小倉りえ子議員から共産党の熊田ちづ子議員まで代表質問、また一般質問につきましては自民党のゆうきくみこ議員から共産党の大滝実議員まで4名、各4名からご質問がありましたので、主な質問について教育長の答弁をご説明させていただきます。

お聞きいただきまして、まず自民党の小倉りえ子議員ですけれども「学校からの予算要望について」のご質問でした。区立学校からの予算要望をどのように来年度予算編成に反映・実現させていくのかというご質問でしたけれども、今回の新たに設けました提案制度をご説明いたしまして、プレゼンテーションを設けまして、実効性や効果性が高いと判断した事業については積極的に採用することで、新たな発想による教育環境を創出し、港区における学校教育の質のさらなる向上につなげてまいりますと答弁させていただいております。

次に、5ページになりますけれども、小倉りえ子議員から「総合支所制度について」現在の総合支所との連携と総合支所に教育委員会の機能を持たせることについて2問ご質問がございました。2問目の総合支所に教育委員会の機能を持たせることにつきましては、学校と地域が連携して現在多くの方が学校教育にかかわる学校支援地域本部事業を小学校6校、中学校3校に設置しておりま

す。また子ども向けサマースクール等につきましても、企業からの外部講師の派遣などで学校と地域をつなぐさまざまな支援を行っておりますので、今後はこうした取り組みや現在導入を検討しております学校運営協議会制度に地域の課題や特性を熟知している各地区総合支所が参画することを検討しております。総合支所における教育委員会の機能については、地域の課題を地域で解決し、区民が身近なところでさまざまなサービスを受けられる区役所・支所改革の趣旨も踏まえまして、区長部局とともに検討してまいりますという答弁でございます。

次にみなと政策会議の榎本あゆみ議員からでございます。2件目「クリエイティビティにあふれる子どもたちを育成することについて」ということで、創造力にあふれる子どもたちの育成についてのご質問でございました。創造的な遊びの一層の充実や小中学校における総合的な学習の時間での自己の興味・関心を探求する授業、課題解決を筋道を立てて進めるプログラミング教育などさまざまな取り組みを充実させることで、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子どもの育成を進めてまいりますとお答えしてございます。

次に「PTA活動に対する保護者の意見について」ということで、共働き家庭の方が多くなっている現状から仕事と家庭とさらにPTA活動を兼務することの負担が多くなっているということです。その負担が大きいなどの声に対して、教育委員会として、学校側に伝え、その後の状況がどうなったか把握していただきたいと思っておりますということです。

教育長の見解でございます。教育委員会では毎年開催の区立幼稚園・小学校・中学校の各PTA連合会との懇談会で、PTA活動における課題を共有し、その解決に向けた協議を行っております。今後についても保護者からの意見をPTA役員や学校に伝えて確実に状況を把握していく。また、それぞれの保護者の状況に応じて可能な範囲でPTA活動に参加していただけるよう、学校やPTA連合会と連携して取り組んでまいりますという答弁でございます。

次に公明党議員団の林田議員からでございますが、「医療的ケア児への支援について」ということで、教員や児童・生徒への医療的ケア児の理解促進とあわせて連携強化についてのご質問がございました。理解促進に関しましては、個々の障害特性や病状について教員が理解を深める研修会を実施していくこと。さらに、児童・生徒については医療的ケア児に寄り添うことの大切さを伝えるとともに、同じ教室の中で日常的にかかわり一緒に学ぶことで医療的ケア児の考えや思いを感じさせ、児童・生徒の医療的ケア児の理解促進につなげてまいります。

また連携につきましては、9月に設置した「港区における障害児支援のあり方検討会」において、医療的ケアを行う看護師への医師による支援体制が重要であるなどの意見が出ていることから、十分に意見を踏まえ医療的ケア児が安心して学校生活を送ることができるよう、港区医師会を初め区内の小児科医や病院などとの連携体制整備について検討してまいりますと回答されました。

共産党議員団の熊田ちづ子議員からは、学校施設のエアコン設置であるとか、就学援助の新入学生用品・通学用品費を港区独自に引き上げることなどについてご質問がございました。あわせて修学旅行参加費の改善等についてもご質問がございました。こちらは決特の方でもございましたので説明は割愛させていただきます。

2日目の一般質問でございます。自民党議員団のゆうきくみこ議員からは、郷土歴史館の運営や、教職員に対して子どもと向き合う時間の創出について「働き方改革」の点からのご質問がございました。また東京2020大会に向けた「おもいやり」教育についてということで、非日常の「おもてなし」と日常の「おもいやり」のコンビネーションで、日々の生活の意識を港区の紳士的な思いやりとアクションとして学校を発信源に積極的に促して行ってほしいということでのご質問がございました。こちらは「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の五つの資質の育成を重点とするオリ・パラ教育を進めることで「おもいやりの心」「おもてなしの心」の育成に努め、その成果を積極的に発信してまいりますと答弁してございます。

自民党のうかい議員からは「中学生の主権者教育について」ということで、18歳に選挙権が引き下げられたことで、高校在学中に選挙権を得ることで中学校を卒業してすぐということから、区議会がどのように活動しているかなど区の政策について、より進んだ形で何かできることはないのかということでした。教育委員会では、選挙権が18歳に引き下げられたことを契機といたしまして、区議会への関心をより高めるための「港区子どもサミット」を今年12月に実施いたします。また、代表児童・生徒がまとめた子ども宣言の案文を議案として審議いたしまして議決する過程を通じて、区議会への理解を深め、選挙の重要性について深く学べる機会としてまいりますという答弁でございます。

公明党の杉本議員からは、「子どもが特殊詐欺などの犯罪に巻き込まれない対策について」ということでご質問がございました。教育委員会としてさらなる対策を講じていく必要があるのではないかとご質問に対して、生徒が特殊詐欺などの犯罪に巻き込まれないよう警察と連携し、生徒を対象とした取り組みをさらに進めるとともに、保護者への啓発活動なども含め、対策を充実してまいりますということです。そのほか猛暑対策についてございました。共産党の熊田議員からも同様となります。

共産党の議員からは「長時間労働の改善について」ご質問がございました。決特等でもございましたので、こちらの方もご説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○小島委員 小倉議員の質問の4番で、総合支所改革に教育委員会との関係性を改善するような取り組みはそれ程行われてこなかった、連携が進んでいなかったというようなお話なのですが、小倉議員は教育委員会と総合支所がどのような連携をすべきだというような考えを持っているのかということが1点と、次の総合支所に教育委員会の機能を持たせるということで、教育委員会は支所に窓口があってもよいと思っておりますということは、総合支所に教育委員会の職員を配置して教育委員会の仕事をさせるということが教育委員会の機能になっていくと言っているのでしょうか。

○教育長室長 まず1点目の総合支所の連携の考え方につきましては、10年前の区役所支所改革の際に、支所の方には特に教育委員会として窓口を置かなかったことについて、連携が進んでいな

かったのではないかということでございましたけれども、そうは言っても色々な事業等の中ではつながりを持ち、地区教育会議においても支所と連携して行っておりまして、その辺はもう少し積極的に支所が教育の分野に入っていくことが必要なのではないかというようなこと。また、窓口機能を持たせることにつきましては、保育園ですと各支所において保育の入園の受付等を行っておりますので、教育委員会も例えば学校の入学の手続、就学手続等についても支所で機能を持たせるのがよろしいのではというようなお考えでございましたけれども、一部、例えば相談が生じるものについてはこちらの教育委の方でどうしても行いますが、基本的な就学の手続については既に取り扱っています。委員答弁の中では出してなかったですけども。

○小島委員 支所で今就学の手続等をやっているというのは、支所がやっているのですね。そういう意味では連携ですよ。

○教育長室長 そうです。

○小島委員 連携を密にすればいいということになりますね。教育委員会の仕事でも支所の人にやってもらって、一つの例えば入学手続とか何かの手続を連携してやるという意味ではそういうことで、その連携を強めるということはこれも非常に大事なことで、教育委員会と支所が今後ますます連携を深めなくてはいけないというのはよく分かるのですが、さらに教育委員会の機能を総合支所に持たせるというのはどういうことなのかな、何をしてもらいたいのかなど。連携であれば非常に大事な話で、それはもう大いにやらなくてはいけないけど、総合支所に教育委員会の機能を持たせるというのは何を言いたいのでしょうか。

○教育長室長 連携は当然なのですけども、さらに小倉議員としては、区民のサービス向上の観点から、就学の窓口なるものにきちんと教育の者がいる、教育をちゃんと熟知している職員がいるということで、そこに行けば全てが整う、手続ができるという機能があるといいのではないかなというお考えのようです。

○小島委員 そうすると、言いたいことは大体分かるような気がするのだけれども、連携で十分できるのかなど。機能を持たせるとなると色々な問題が出てくるだろうと思うので、連携を今後も十分果たせれば小倉議員の意図する目的は達成されるのかなという気がしたので、ちょっとお聞きしたのです。それで結構です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

○小島委員 12ページのうかい議員の質問に対して、今年は議会棟でSNSによるいじめをどうするかを議論して宣言を議決することなのなのですが、今までもいろんな宣言文を発表していたから大体同じようなことなのなのですが、議決ということで、議会に議案を提出して、色々議論して、最後採決してというようなことまでやるのですか。そうした場合に我々教育委員は何をやればいいのか。

○教育指導課長 今その計画を練っているところでございまして、主権者教育の一環ということで、子どもたちがどうやって議会でいろんなものを決めていくか、要するに区が決めていく過程を知っ

てもらおうということと、議会の役割を知ることから選挙に結びつけようということも含めて、この企画を立てているところです。委員の先生方だけでなく、ひょっとしたら議会の先生方もご出席いただく可能性があります。その中で子どもたちが出している案に対して今までと同じような形でかかわりながら、また終わった後の総評とかそういった形でかかわっていただくのが一番いいのかなと考えているところです。実は、議案としてやるのはSNSだけではなくて、いくつかの部会に分かれてその部会の中で違うテーマを持たせていこうかなというの、検討しているところでございますので、また案が固まり次第先生方にはご提案させていただきたいと思っております。

○小島委員 事前に情報提供をお願いします。そうしたら議案が三つも四つも出てくる訳ですか。

○教育指導課長 そうです。その想定で、委員会室があるので委員会室に分かれて、SNSのところとか、別のものを検討してもらおうと考えています。例えば将来の港区のあり方みたいなこととか、まちづくりについてとか、そういうところで今ちょっと検討中です。そうすると議員の先生方も自分のライフワークにしているテーマのところに行ってください、大人の目からもその子どもたちの意見をほめていただくと、すごく政治にかかわるような気持ちも芽生えるかなというところで期待しているところです。

○小島委員 なかなか斬新でおもしろい話が出てきましたね。

○教育指導課長 はい。準備するのが大変でございますけど。

○小島委員 そうすると1票がどれだけ重みがあるかとか、どうやって民主的に決めるかとか色々なことがかかわってくるので、事前に情報をお願いします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今の話は非常に重要なテーマで、主権者教育というところでも選挙の模擬体験をして終わりというようなことがあります。より進んだ形で何かできないかということで、本来は、単に選挙の模擬体験だけではなくて、身近な題材でできるだけ公を意識するか、あるいは公の責任と公の役割というものをどう個人が意識するようになるかというところが大切ですので、そういう意味では社会科の授業でもそうですし、道徳の授業でもそうですし、そういうところの教育の内容をより深めていくということが本質的には一番大切なのではないかなと思ながら話を聞いておりました。最近よく片仮名のシチズンシップ教育というのがはやりのように出てきますけれども、本来はそういうところだと思っておりますので、ぜひそんな教育を開発していただければと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 5ページの榎本議員の幼稚園の整備についての、できれば自宅から近い場所に通わせたい、区立幼稚園があればということなのですが、実際、御成門地域、芝小地域もともになくなってしまって、この地域の幼稚園というのは整備すべきですと言っているのですが、整備される可能性というのはあるのですか。

○教育企画担当課長 現在のところ計画はそういった事例が挙がっていないのは事実でございます。今後まだ人口が増えていく中で、地域別のニーズがどう変わっていくかということももう少し見きわめながら、あとは具体的に、そういう幼稚園ともなりますと保育室とは違ってそれなりの敷地

の規模が必要ということになりますので、そういったところが実際に見つかるかということも含めて、総合的に今後見ていく必要があるかと思えます。

○薩田委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

2 第32回オリンピック競技大会（2020／東京）におけるイギリスオリンピック委員会と契約書の締結について

○教育長 次に、「第32回オリンピック競技大会（2020／東京）におけるイギリスオリンピック委員会との契約書の締結について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは「第32回オリンピック競技大会（2020／東京）におけるイギリスオリンピック委員会と契約書の締結について」資料ナンバー2に基づきましてご報告いたします。

「報告内容」ですが、区は平成29年10月17日にイギリスオリンピック委員会と覚書を締結しました。その後、設置や運営について協議を行い合意に至ったため契約書を取り交わすこととしますというものです。

項番1の「背景」です。BOAはお台場学園をオリンピックに出場するイギリス代表の選手のためのスポーツ・サービス・センターとして使用します。お台場学園の提供に当たっては使用条件の詳細を規定した契約書を区とBOAが取り交わします。区は東京2020の気運醸成、国際交流の機会の創出、大会終了後のレガシーなどの効果を見込み、お台場学園を提供することとします。

項番2「契約合意までの経緯」になります。区とBOAは昨年10月の覚書締結後、イギリス側の各競技チームリーダーによる視察や契約書の法的な内容確認について協議をし、お台場学園の使用について合意に至っております。学校施設の使用許可及び使用料の免除につきましては、6月27日に開催されました港区公有財産管理運用委員会に付議し、8月1日付で許可されております。

項番3「契約の概要」になります。契約書におきましては、本日の資料にも日本語訳をおつけしております。その報告及び資料につきましてはその契約内容の主なものとなっております。

(1) 提供する施設につきましてはお台場学園になります。使用する箇所については各階の小学校教室の一部、オープンスペース、小中学校体育館、ランチルーム、プール、校庭になります。図面の中の使用箇所の説明になりますが、赤色がBOAの占有箇所になります。緑色は教員とBOAの共有箇所です。青色は校庭に設置する仮設施設になります。なお、お見せしている図面の色分けの部分は現段階のものでして、今後イギリスとの協議により変更の可能性もあります。

(2) 「提供する期間」になります。2020年の7月11日から8月11日までとなります。

(3) 「スポーツ・サービス・センターの内容について」です。先程の図面の中に青色の仮設施設がございましたが、仮設施設につきましては約350平方メートルのトレーニング施設となります。小学校の2階をオペレーションルームとして、3階をメディカルルームとして、4階を家族・

友人との団らんの場として使用します。全ての設備を原状回復することを条件にしています。

(4) 「費用負担について」、スポーツ・サービス・センターとして使用する間の使用料及び光熱費は免除いたします。ただし設置及び撤去費用はBOAが負担します。

(5) 契約につきましては日本法に準拠し解釈いたします。

項番4「契約締結について」です。区側は港区長、BOA側はイギリスオリンピック委員会事務総長兼代表取締役となります。契約締結式は12月3日に行う予定です。

最後に項番5、スケジュールについてです。今後10月22日にオリンピック・パラリンピック推進委員会。11月13日は、議会ですが東京オリンピック・パラリンピック対策特別委員会に報告いたします。11月中旬には地域住民へ、個別になると思うのですが情報提供、台場地域の住民ですが情報提供していく予定です。12月3日に契約締結式です。平成31年、来年の1月10日、台場地域連絡会へ情報提供としております。台場地域連絡会についてなのですが、今後、台場地域への説明は丁寧にする必要があると考えております。庁内では議会への報告後には、先程年内には個別にと申し上げましたが、非公式な形で複数の地域の方々に個別にした上で、年明けの1月10日の台場地域連絡会に情報提供なのですが、この台場地域連絡会というのは、これが正式名称となるのですが、こういったものかと申しますと、芝浦港南地区総合支所管内の町会・自治会・商店街等の方たちが参加する会議体となっております。主には行政から地域の方への情報提供の場ということになっております。こちらの方へ情報提供する予定となっております。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いします。

○教育指導課長 この図面は古い図面ではないですか。部屋の名前が違うので。

○生涯学習スポーツ振興課長 現在用意できる図面はこれが最新のものだということです。例えば別紙の中の2階をご覧ください。2階の右上なのですが、右上の赤い部分がこの図の中ですと職員室とか校長室になっているのですが、現在は教室になっておりまして、左側の白い部分が現在の職員室・校長室という形になっております。図面の中では赤色が校長室・職員室を使うような形に見えてしまうのですが、実際は現在の校長室・職員室を使う形にはなっていないというような内容です。

○教育長 いかがでしょうか。

○小島委員 別紙の図面の校庭のところに青が描いてあるのは何でしたか。

○生涯学習スポーツ振興課長 いわゆる仮設施設でトレーニング施設になります。契約書の中にそれがどういった機能があるのかということの説明があるのですが、主には晴海の選手村になり機能を整えるということ聞いております。日本語の契約書は別紙2のところになります。別紙2に本施設の概要というページがあるのですが、そこに屋外のエリアだとかどういったものを備えるのかという説明がありまして、これについての設置解体費用はBOAが持つということになっています。

○小島委員 ここはどのくらいの広さがあるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 約350平方メートルです。

○小島委員 これは子ども、児童たちの教育活動には余り邪魔にならないのですか。何か影響ありますか。

○生涯学習スポーツ振興課長 夏休み期間中の設置なので、このエリアは基本的には選手という関係者以外は立ち入りできないことになっております。あくまでBOAのための施設です。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

契約書の名前は、「施設使用契約書」ですね。これは正しく書いてください。

○生涯学習スポーツ振興課長 次回までに正しく修正いたします。

○教育長 チームGBの「GB」は何の略ですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 グレートブリテンになります。

○教育長 北アイルランドも入っているのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 確かに契約書の前文の中にはグレートブリテンとあと北アイルランドというのがあるのですが、GBの略はグレートブリテンだということです。これはイギリスオリンピック委員会側の契約書がそういう作成になっているので、チームの名称はこういう名称ですということです。

○教育長 分かりました。

冒頭に指摘のあった件、新しい図面にしておいてください。

○生涯学習スポーツ振興課長 現在利用できる最新のものがこの図面だということを聞いておりますので、学校施設担当の方に確認しておきたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 これによって在籍する生徒たちは大体どれぐらいの期間、いつからいつまで学校は使えなくなるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 提供する期間の7月11日から8月11日までがBOAがこのために使用する期間になり、これが夏休み期間になりますので、児童・生徒の活動には影響はないものと考えています。

○田谷委員 例えばその間に通常の夏休みだったらプール教室があったり、何か補助学習の時間があったりすると思うのですが、そういうのはどうなるのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 この期間はイギリスオリンピック委員会が使うことになっていることは、もともとその施設を利用する点におきましては校長・副校長との話し合いのもとでの契約合意に至っております。BOAの使用がなければ使えていたということは当然あると思うのですが、そこはこの契約合意に至るまでは学校長の許可を得た上での中身になっておりますので、そのかわりにこのBOAがいる期間は地域への貢献であるとか、児童・生徒へ何らかの形で交流が持てるような取り組みができないか、こちらの方から積極的に働きかけていきたいと思っております。

○田谷委員 ありがとうございます。今お話しいただいたので安心したのですが、かなり地域の方や該当する生徒には不便を与えていると思いますので、その代償と言っては何ですが、BOAの方たちと触れ合う機会というのをぜひとも教育委員会からも積極的にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 先程の地域の方への情報提供とあわせて、やはりこういった形で地域の方との交流、児童・生徒との交流が効果的か、また後々オリンピック終了後も何らかの形で心に残るとか形に残る形になるのかというのを、よく地域の方と話し合いをしながら考えていきたいと思っております。

○教育長 今の関連で住民への説明や議会報告の際に、どこかに明文化されないのか、という質問が出てくると思います。いかがでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 その点につきましては、現在文字として残るものが明確にはないのですが、イギリスオリンピック委員会の方とも考えながら、何らかの形で地域貢献という部分を明文化できないか検討していきたいと思っております。

○山内委員 文字としては今の段階ではないのだという話を伺って実はちょっと不安になりました。私は今、ずっと契約書と覚書を読んでいたのですけれども、そういうことはきちんと覚書と契約書の中で明確にされているべきであって、そして質問があればあるいは今後のイギリスとの協定の中で協力が得られないときには常に、今回のタブレットの方に入っている契約書に基づいて、そこに立ち返って交渉しないといけない訳ですから、少なくとも担当部局はこれがあるからと常に把握しておくことが必要になると思っております。そういう意味ではこの使用契約書というのは極めて重要なものなので、本来、これはタブレットに入っているだけではとてもここで読むことはできませんから、事前に配布資料として配っていただいてもいい内容だと思います。みんながこれを持って、特に教育委員会のメンバーがきちんとこういうものを持っていて、時に見ておくことで、今後よりよい関係をつくっていくときの立脚点としてこれも使える訳ですから、そういう意味ではこの契約書というのは非常に重要なものだと思います。

○生涯学習スポーツ振興課長 先程明文化してないと申し上げましたが、一致している表現が別紙にございまして、タブレット番号で言うと41/43のところなのですが、ページの下の部分に生徒や地域住民との交流の部分が書かれてはいますので、そこを地域交流にとるということで解釈できるかと思っております。

○山内委員 ここに書かれているのは実は非常に細かく書かれていて、例えば「2019年及び2020年にわたり使用しているBOAの講演者のプログラムを合計で4回、1年間で2回を上限として」というような書き方であって、それ以上のものは期待できないということにこれだと読めるのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 こちらはそういう記載にはなっておりますが、ただ、これに記載されていないものであっても今後話し合いの中で、イギリスオリンピック委員会自体は、これまでもオリンピックがいろんな国で開催されましたが、その国ごとに今回のお台場学園のような形でサー

ビスセンターを設置していく中で、地域貢献の考え方というのはもともと持っている委員会ではありますので、こちらの別紙6に記載されていることはあくまでも契約なので、これは遵守する必要があるかと思うのですけれども、今後協議の中でそのほかにいろんなことができないのかどうかということは、話し合いの中で決めていきたいと思います。

○教育長 これは契約書の案ですよ。

○生涯学習スポーツ振興課長 これが契約書の合意している内容になっています。

○教育長 変更はできないということですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 変更できるかどうかを含めて確認します。

○山内委員 契約はまだ、12月3日に締結ですから、あくまで現時点では、これから覚書を締結して、それから契約となるはずですよ。

○生涯学習スポーツ振興課長 12月3日があくまでも契約日になりますので、それまでは変更可能だと思います。

○小島委員 この点に関して、去年からお台場学園の校長先生に説明するときも、皆さん集まったところで、利用はしていただくけれどもそのかわりに選手たちに積極的に子どもたちや地域の皆さんとの交流の場を設け、それについては向こう側も同意しているということで、話し合いがずっとあってこの話が進んできたという経緯があります。だから、書いてないところで色々な面があるかもしれないけど、当然イギリス側もそれは承知の上で我々と合意に入っているというのは紛れもない事実ですよ。だから確認をしてもらって、契約書に少しつけ加えるか、別途合意書なり、別途覚書のようなものをつけるかで、余り問題なく解決できると思うのです。ただ、文章的に何もないと色々問題があるので、この文案はもうある程度固まったということであれば、別途この第何条に関してこのように覚書で明らかなるかというようなことでつけ加えたらどうですか。この合意書自体は12月にもう既に調印を予定されているということで、この文言を変えるのはなかなかすぐにはできないということであれば、この第何条に基づく本大会前の何とかの活動に関してはこのとおりであることを確認するかというようなことで確認の文書を出すということはどうでしょう。

○生涯学習スポーツ振興課長 今いただきましたご意見に添うような形で、こちらの主張はきちんとお伝えをして、後でもめることのないようにしていきたいと思います。

○小島委員 話がまとまる以前からそういう話はもう出て、それでいいよということで話が進んできたので、子どもたち、児童・生徒と交流を持つ、地域の皆さんと交流を持つ、そういう活動をするという前提のもとにこの話は進んできた訳ですから余り問題はないと思います。

○教育長 明文化するのはもちろん大事ですが、公式ではないけど既に選手が来たときには子どもと交流したり、近々BOAが来る予定もあります。ここに書かれていないこともおそらく現実的にはやっているのだと思います。お願いしている弁護士に確認した上でBOA、事実上は大使館の方と確認した方がいいと思います。

○山内委員 先程私が意見を言ったのは、根拠になる文言がないのでという説明だったからなのですけれども、一方で、契約書には私がさっと見た感じでは十分ではなくても、今度、区長と委員会

で交わされる覚書には実は第8条の第2項の(2)によって、乙はお台場学園と共同して云々というような文言はあります。したがって、まずこれが一番大前提となって、それで具体的なことを相談していかなければいい訳ですけれども、これが背景にあつての契約だと思しますので、そこはきちんと、そこから外れないように気をつけていかなければいけないと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

3 平成31年度港区立幼稚園園児募集について

○教育長 次に、「平成31年度港区立幼稚園園児募集について」説明をお願いします。

○学務課長 資料ナンバー3をご覧ください。先程ご審議・決定いただきました港区立幼稚園の定員をもとに園児募集を行うものでございます。

1の表をご覧ください。昨年度と比較して違うところが白金台と港南、それから中之町、青南の4園でございます。3歳児の定員を22名から25名に拡大した点で増となっております。それから真ん中あたりですけれども、麻布幼稚園につきましては増改築工事に伴いまして2クラスになりましたので定員を拡大してございます。合計で言いますと3歳児でいうと52名の増という形になってございます。欄外に記載がございしますが、麻布幼稚園以外の5歳児の申し込みにつきましては、4歳児からの進級者の数によって随時申し込みを受け付けることになってございます。

2の「応募資格」のところ。区内に住所を有する3歳児から5歳児の方々が対象となります。

最後の3番「今後のスケジュール」のところ。10月26日、区民文教常任委員会に報告の後、広報みなど、それから募集要項の配布を行います。11月の22・26・27日で応募の受付、これは11月23日の祝日、それから24・25と土日を含みますので日付が飛んでございますが、22・26・27で受付を行います。12月4日の抽せんの後、12月下旬から入園決定という流れを考えてございます。

報告は以上です。

○教育長 ご質問をお願いします。

よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

4 高輪台小学校増築工事に伴う対応について

○教育長 それでは、次に「高輪台小学校増築工事に伴う対応について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは資料ナンバーの4をご覧ください。報告内容は2点ございます。1点目ですけれども、高輪台小学校の増築工事に伴いましてプールの工事が行われます。平成31年10月から11月までについて雇い上げバスで送迎を行い港南小学校で実施することといたします。

2点目ですけれども、給食調理室の工事の関係で、31年の2学期になりますが80日間になります。この間学校向けの仕出し弁当業者による弁当「スクールランチ」と呼んでおりますけれども、それを提供することでやっていきたいと考えてございます。学校給食費を上回る分については区が

負担することといたします。

2のところをご覧いただければと思います。2の(1)のところですが、港南小学校で実施する理由ですが、プール授業は天候に左右されないよう屋内プールでやる必要がございます。高輪台小学校の近隣で屋内プールを有している学校は港南小学校と高松中学校になるのですが、高松中学校については小学生には水深が深過ぎて使えないので、小学校6年生のみ徒歩で移動して高松中学校のプールを使用することといたします。1年生から5年生につきましては港南小学校を使用することといたします。

1枚おめくりいただきまして2ページのところですが、各学年週1回の5学年ということで週5回ということになります。実施時間につきましては10時10分から12時45分までの3時間目・4時間目を利用いたします。

(3)の雇い上げバスについてです。1学級につき大型バス1台ということで、片道15分、港南小学校までを考えてございます。高輪台小学校の場所といたしましては高野山の東京別院駐車場を利用いたします。港南小学校については隣接道路を考えてございます。経費は概算ですが、7,128,000円を予定してございます。

3番「給食調理室改修工事中の対応について」です。これは3の(2)のところですが、平成31年9月から12月の間の80日間でございます。

スクールランチを提供する理由ですが、栄養価や栄養バランスのとれた昼食を児童に提供するという観点から考えてございます。家庭から弁当を持参することは保護者の負担が大きいということと、それから衛生管理上、保管庫を設置するスペースがないため困難と考えております。また、近隣の学校で調理して高輪台小学校まで配送するという方法も考えたのですが、高輪台小学校の必要食数700食程を賄うことが必要です。これに対応する学校がなかなかないということ、それから、民間ですが、調理工場を持つ給食事業者の配送なのですが、給食の開始時間までに調理・配送が可能な事業者がないということでこれも困難です。以上のことからスクールランチを提供させていただきます。

3ページをご覧いただきたいと思いますが、上の部分ですが、公費負担についてです。食材費については原則学校給食法に基づいて保護者負担となっております。今現在学校給食費として、低学年の場合は182円、中学年の場合は204円、高学年の場合は226円を徴収しているところです。スクールランチの1食当たりの金額480円。その内訳ですが、食材費が290円、その他の人件費・配送それから光熱水費等の諸経費が190円となっております。これはそのまま取りますと290円が給食費になってしまうのですが、区の実施する工事によって通常の給食が提供できないということですので、食材料費相当分について保護者に求めるということは他校との公平性を欠くということで困難と考えてございます。給食費を上回る分については区が負担することといたします。

(5)のスクールランチ実施にかかる費用のところをご覧いただければと思います。「スクールランチと学校給食の区負担額の比較」ということで記載しております。一番上のところ、スクール

ランチでいきますと80日間で19,759,000円、学校給食をそのまま通常行った場合ですと80日間で21,162,000円となりまして、スクールランチの方が140万程安くなります。積算の根拠のところ(1)をご覧くださいければと思うのですが、同じ給食費を取ったとした場合でも、学校給食よりスクールランチの方が安く収まるということは表を見ていただければと思います。学校給食の場合ですと1食当たり629円かかっております。スクールランチですと1食当たり480円ということで区の負担も低く抑えられると見ていただければと思います。ただ、この期間については給食調理業務委託もありますけれども、どうしても仕分けとか配膳の作業は残りますので全くゼロにはできない、ただし光熱水費についてはそれ程かからないということで、少し安く収まるということで考えていただければと思います。

高輪台小学校の増築工事に伴う対応については以上でございます。

○教育長 ご質問をお願いします。

○薩田委員 スクールランチでお願いした場合、アレルギー対応はどんな感じになっているのでしょうか。

○学務課長 基本的にアレルギーを伴うような食材につきましては除去という形になるのですが、基本的にはお弁当を持参していただくことが原則になると考えております。

○薩田委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

5 幼児・児童・生徒の事故発生状況について

○教育長 次に「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」説明をお願いします。

○学務課長 例年ご報告させていただいております幼児・児童・生徒の事故発生状況について、資料ナンバー5をご覧ください。平成30年4月から8月、1学期の事故発生状況についてご報告させていただきます。

別紙の合計のところ、上の段ですが、合計で平成30年度1学期の合計27件となっております。昨年の同時期が下の表になりますが、19件ですので、件数としては増えている状況です。

内訳の方を見ていただきますと、小学校の上から3番目、休憩時間中の事故が15件、昨年の同じところでは7件ですので、この数字が少々目立っているところです。合計で言うと小学校の合計で22件、それが昨年の1学期ですと12件で、10件程増えているということがお分かりいただけるかと思います。

内容を見ていただきまして、管理内の重大事故を5件程記載させていただいております。このうち上から2番目②は運動会中の事故ということで、運動会で100m走に参加中、足がもつれて転倒した際に地面に両手をつけて両手首を痛め、両手首骨折ということで入院7日間という事故がありました。

それから管理内の通院5日以内の事故ですがけれども、これは3ページ目の17番をご覧ください

ればと思います。唯一中学校での事故ですが、野球部の練習中に1塁ベースを駆け抜けようと左足でベースを踏んだ際に足を滑らせ左足首をひねったということで、左足首くるぶし成長軟骨骨折で通院1日ということです。

それから4ページ目、管理内の事故ということで26番、これはあまりないのですが移動教室での事故になります。箱根ニコニコ高原学園で入浴後の自由時間中、部屋でクッションをサッカーボールに見立てて蹴っていたところ、数回蹴ったところで右足指先で畳を蹴ってしまって右足親指を打撲してしまったという事故です。

それから一番下のところは管理外の事故、交通事故です。信号機も横断歩道もない交差点を渡ろうとした際、左側から来た一時停止が不十分であったタクシーと接触し転倒したものでございます。通院は5日間、顎のすり傷ということでございます。

基本的に顕著な事故につきましては学校の方に注意喚起する意味で周知させていただければと考えているところでございます。

報告は以上です。

○教育長 ご質問をお願いします。

よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

6 平成30年度全国学力・学習状況調査の結果について

○教育長 次に「平成30年度全国学力・学習状況調査の結果について」説明をお願いします。

○教育指導課長 では資料ナンバー6につきまして報告させていただきます。4月17日に行われました全国学力・学習状況調査の結果についてご報告いたします。

1ページ目をご覧ください。教科に関する調査結果ということで、平成30年度と平成29年度のグラフを用意してございます。29年度は中学校の数学におきまして若干課題があったのですが、30年については改善されている。これは子どもたちが毎年違いますので、年によって結果が違うのはそれ相応の理由だと思っております。

2ページ、これは質問紙に関する調査ということで、子どもたちに関して学習状況のアンケートをとったものをまとめたものです。1番が「理数教育に関する実態」ということで2ページ及び3ページ、そしてさらには算数・数学に対して理科も含めると3ページ・4ページとなりますが、これについてもふだんの取組の成果か良好な結果を得てございます。

5ページ「自己肯定感に関する実態」調査ということで、国の中で自己肯定感が低いということが課題になっておりますが、国や都と比べて港区の子どもたちは自己肯定感が高い傾向にございます。

6ページ「生活習慣に関する実態」ということで、これは少し課題だなと思っておりますけれども、朝食を毎日食べていますかということに関して、中学校になりますと若干港区が傾向として低いというデータが出ております。これについては、今後食育の中で取り扱ってまいりますので改善していくと考えております。

4番「学習習慣に関する実態」ということで、これについても港区の子どもたちは良好でございます。

7ページ「社会との関わりに関する実態」調査、これも港区の子どもたちは結構いい結果が出ているのですが、その中で気になるのは、「今住んでいる地域の行事に参加していますか」というところが課題となっています。学校の選択制があるので、地域ということをごどこまで捉えるかというのが課題になってくるかなと思っております。

8ページ、ただ逆に「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」と質問した社会性については港区は高い結果が出ております。つまり地域の学習等で、自分の住んでいるところは違いますが、社会を見る目というのは十分育っているかなと捉えてございます。

以上、甚だ簡単ですがご報告とさせていただきます。

○教育長 ご質問をお願いします。

○小島委員 朝御飯を食べてないというのは前から問題があったと思うのですが、全体的な割合として昔と比べてどうなのでしょう。

○教育指導課長 過去の実態が手元がないので正確なところは分かりませんが、前とほぼ同じような傾向で、中学生は部活動の朝練が始まったりしますので、学区域をなくしておりますから少し遠目のお子さんたちは朝早く出ないといけないという傾向がありますので、どうしても朝食に関しては食べていけないということが起こりがちなかなと思っております。

○小島委員 家庭に問題があるとかそういうような分析はまだしていないのですか。

○教育指導課長 詳しくはそのお子さん一人ひとりについて調べなければなりませんので、その子が何か、ネグレクトがあるか、もちろんネグレクトのあるお子さんはどうしても朝食の摂取率が低くなりがちですが、それがたくさんに港区にいる訳ではございません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今の小島委員のような質問に答えようとするときにこのデータを当然分析することが必要ですけれども、これは、個人レベルでもデータが港区には港区のものが戻ってきているのですか。

○教育指導課長 各学校に戻ってきています。

○山内委員 各学校に戻ってくる。そうすると教育委員会の事務局で全校分をそろえて分析することもできるのですか。

○教育指導課長 個人名は出てまいりませんができます。

○山内委員 データとしては分析出来る訳ですね。

これは毎年思うのですけれども、単に確認とかあるいは平均が他と比べてどうだったということの安心で終わってももったいないと思うのですね。質問紙があり、そして教科に関することでも、どうこれを活用するか。平均を比べるとか1項目と1項目の間の掛け合わせぐらいだと余り意味のある結果は出てこない訳です。例えば成績にしても、あるいは自己肯定感とか生活習慣にしても、その回答のばらつきがどういうものによって決まってくるのか、どういうタイプの子どもたちがそ

の後ろにいるのか、その結果がこうなっているというところをうまくあぶり出せれば、非常に教育の中で有意義に生かせるものになるのですが、私の理解だと国の元締めのところでも余りそういう分析はできていないし、各自治体も何もそういうことをやってない。したがって、港区でもっと積極的にそういう分析も行い、今後のそういうデータと分析結果をどう活用するかというところのモデルをつくっていくぐらいのことをしてもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○教育指導課長 詳細な個に当たるデータにつきましては各学校にあると申し上げたのは、各学校でこの全国学力・学習状況調査と区の学力向上を図るための調査、そして区の学力調査、全て合わせた結果を分析して、授業改善推進プラン、つまり各学校がどのように授業を改善していくのか、特に少人数指導とか生活習慣とか、そうしたものを合わせたものを分析し、このように取り組んでいきますということを保護者に各学校でお伝えするという形でやっておりますので、教育委員会がああだこうだと言い過ぎてもいけないというところがございますので、そういったところは、各学校の分析を読んでもいただくとありがたいなと思っております。

○小島委員 各学校の分析をさらにまた指導課でやらなくてはいけないのではないですか。

○教育指導課長 各学校でどのように授業を改善するかという分析になりますので、各学校がこういう課題があるということ保護者会で話すことになります。例えば朝食を食べてない子が多いですよといった内容です。ただし、授業改善については我々が預かっておりますので、それについてはまとめていきたいと思っております。

○山内委員 おそらく各学校で分析するときというのはやっぱり個人の顔が浮かびながら見ていく、それはそれで非常に大事なことだと思うのです。一方である意味で個人の名前とか個人を特定できる情報は外して構わない訳ですけども、今マスとおっしゃった中に実はいろんなタイプの子どもが学校に混在している訳ですから、どういうタイプが後ろにあって、そしてこういう結果にあらわれているか、そういうのを丁寧に見ていく。それを各学校にもフィードバックしていけるとさらに有意義に生かせるのではないかと思います。

○小島委員 各学校の授業改善だけではなく、教育委員会全体として港区の教育のあり方なり何なりもやはりこれから分析してやらなくてはいけないと思います。

○教育長 そのことも今後必要です。

○教育指導課長 また分析を重ねながらやっていきたいと思っております。実は予算要求などにも一部反映させてございます。

○教育長 よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員から何かありますでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を10月31日水曜日午前10時から開催する予定です。よろしくお願ひします。
お疲れさまでした。

(午後0時25分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 田谷 克裕